

4.適切な工賃（賃金）の支払いについて

4.適切な工賃(賃金)の支払いについて

★ 就労系の事業所には異なる会計(お財布)が2つある

①福祉事業会計

事業所(法人)運営のためのお財布



2つのお財布でのお金の移動

禁止!!!

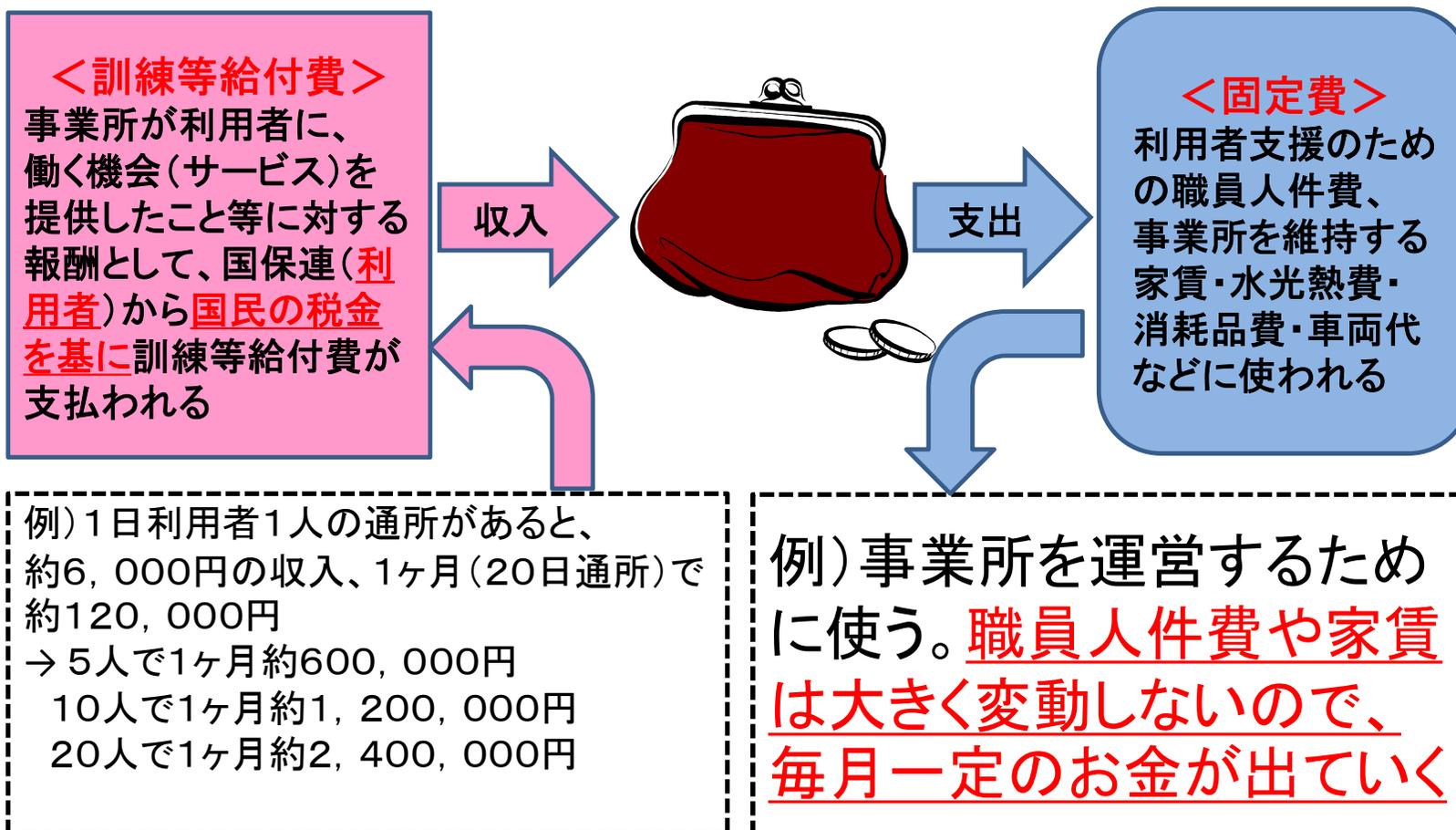
②就労支援事業会計

利用者工賃のためのお財布



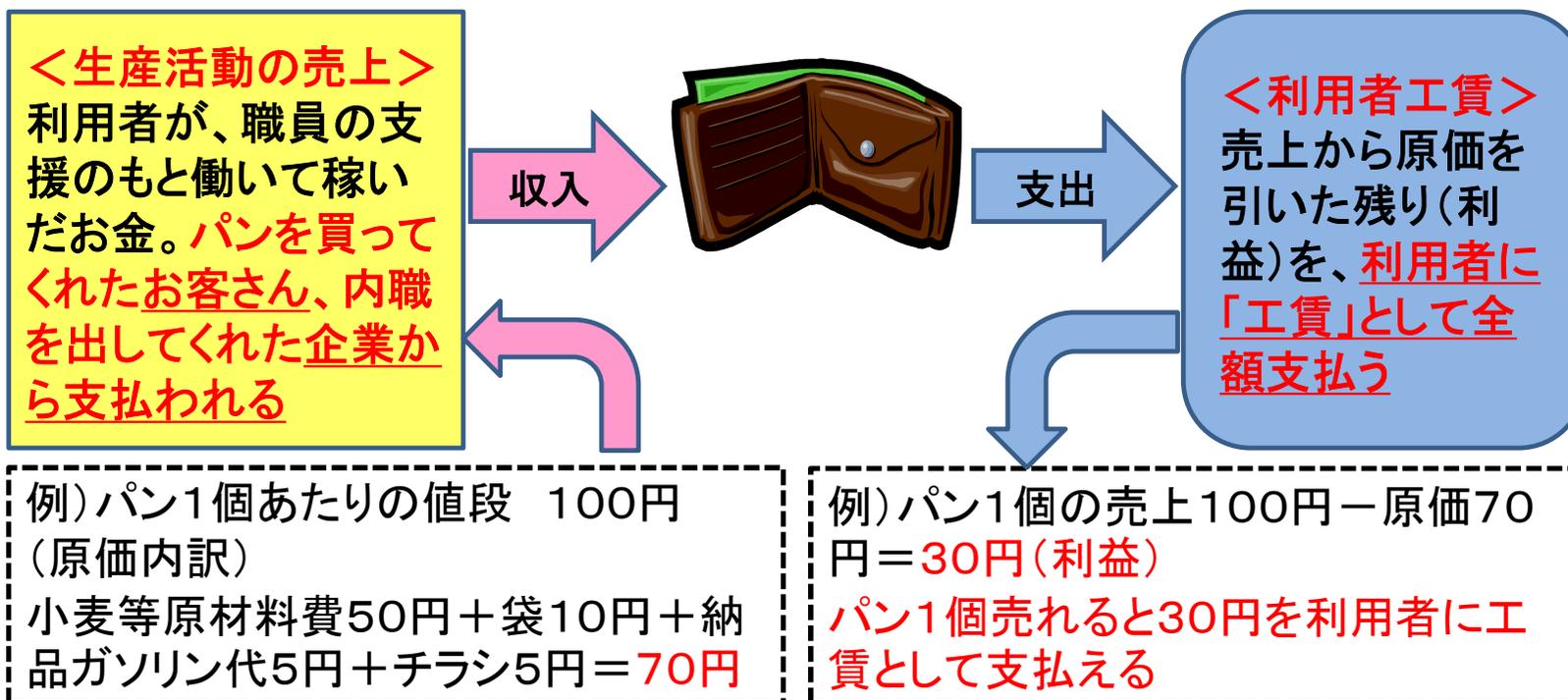
福祉会計

＜①福祉事業会計＞事業所(法人)運営のためのお財布



就労会計

＜②就労支援事業会計＞利用者工賃のためのお財布



「たくさん作ってたくさん売る」と同じぐらい、「**利益率の高い仕事の受注**」、「**原価を下げる**」ことが利用者工賃の増加につながる！！
上記例)原価を70円から25円に下げられたら、利用者の工賃は30円から75円にアップする！

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」



目次

1 ガイドライン作成の背景

2 目的と方向性

3 基本的な考え方

- 1) 就労支援事業会計とは
- 2) 就労支援事業会計の対象事業
- 3) 就労支援事業会計における会計区分
- 4) 就労支援事業会計における作成書類
- 5) 就労支援事業会計における利用者賃金・工賃への配分

4 標準的な処理方法

- 1) 福祉事業活動と生産活動の会計区分
- 2) 共通経費の按分処理
- 3) 就労支援事業会計において留意すべき会計処理

5 資料

工賃(賃金)支払いのルール①

利用者への賃金及び工賃に関しては、各事業の指定基準及び解釈通知において次のように定められています。

事業	内容
就労継続支援 A 型	<p>(指定基準第 192 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u> ・ <u>賃金の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u> <p>(解釈通知第11の3(4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指定就労継続支援A型事業については、原則として余剰金は発生しない(以下省略)</u>
就労継続支援 B 型	<p>(指定基準第 201 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
就労移行支援	<p>(指定基準第 85 条、第 184 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</u>
生活介護	

「就労支援事業会計の運用ガイドライン」から抜粋

工賃(賃金)支払いのルール②

$$〔生産活動収入〕 - 〔生産活動に係る経費〕 = 〔利用者に支払う賃金・工賃〕$$

生産活動により余剰金が生じる場合は、全て賃金・工賃として支払うこととされているため、生産活動に係る余剰金は原則として生じません。

ただし、将来にわたって安定的に賃金・工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に積立金を計上することが認められており、その年度に積立てた金額までは、生産活動に係る余剰金が生じてもよいこととされています。

※ここでいう生産活動収入及び生産活動に係る経費は、現預金の収支に基づくものではなく、収入は実現主義、経費は発生主義に基づく、いわゆる損益ベースにより計上されるものであることに留意してください。

特に、社会福祉法人においては、資金収支計算書における支払資金の増減に基づいて計上されるものではないことにも留意してください。

生産活動に係る余剰金の状況により求められる対応



会計をまとめると

(1)前提

- 障害福祉サービスごとに会計を分けなければいけない
- 多機能型事業所もそれぞれのサービスごとに会計を分けなければいけない
- その会計とは、2つ存在する ①福祉事業会計 と ②就労支援事業会計

(2)福祉事業会計

- 収入はサービスを提供した報酬である訓練等給付費
- 支出は事業所を運営するための固定費(家賃、水光熱費、職員給与 等)
- 余剰金→可

(3)就労支援事業会計

- 収入は生産活動を行った売上(パンの売上)
- 支出はその生産活動を行うための経費(小麦仕入れ代、販売のガソリン代、利用者賃金・工賃)
- 余剰金→原則不可(例外は各論で、工賃変動積立金or設備等整備積立金のみ)

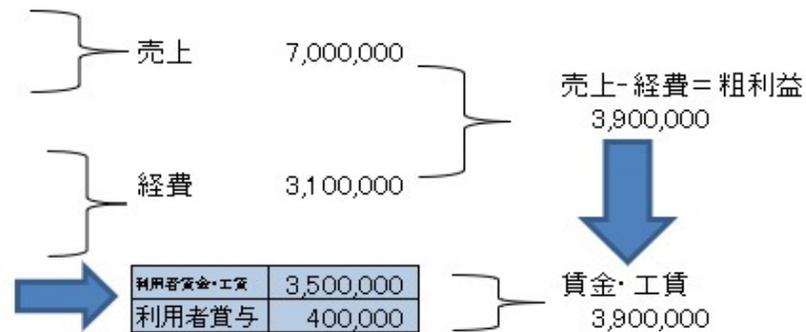
数字で見ると

4. 例

福祉事業会計	収入	訓練等給付費	20,000,000
		利用者負担金	2,000,000
		寄付金	500,000
		(計)	22,500,000
	支出	家賃	2,400,000
		水光熱費	600,000
		職員給与	15,000,000
		旅費	500,000
		消耗品費	100,000
		設備費	200,000
		印刷費	100,000
		修繕費	100,000
		減価償却費	100,000
		(計)	19,100,000
差引	3,400,000		

←余剰金可 法人としてはここで利益を出して行くことになる

就労支援事業会計	収入	パン売上	3,000,000
		クッキー売上	2,500,000
		内職	1,500,000
		(計)	7,000,000
	支出	材料購入費	2,400,000
		包装資材等費	600,000
		外注費	0
		運搬費	100,000
		利用者賃金・工賃	
		利用者賞与	
(計)		7,000,000	
差引	0		



←余剰金不可

※利益は全て利用者に還元しなくていけない

「工賃変動積立金」

当該年度の工賃(賃金)が前年度を下回らない場合に限り、以下のルールで計上できます。

・「工賃変動積立金」は各年度では過去3年間の平均工賃の10%までしか積み立てられません(上限は過去3年間の平均工賃の50%以内)。

また、事業所を開設した初年度は積み立てられず、2年度目から積み立てが可能です(その場合の積立額は1年目の10%以内)。

「設備等整備積立金」

当該年度の工賃(賃金)が前年度を下回らない場合に限り、以下のルールで計上できます。

・「設備等整備積立金」は各年度では就労支援事業収入の10%以内までしか積み立てられません(上限は資産の取得価額の75%以内)。